

令和7年 第3回定例会

総務厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和7年第3回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和7年9月 8日

招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長 金子 恵  
委員 下町 純子  
委員 西田 健  
委員 西岡 克之

副委員長 堤 理志  
委員 堀 真  
委員 浦川 圭一

欠席委員

委員 藤田 明美

職務のため出席した者

議会事務局長 荒木 秀一

課長補佐 江口 美和子

説明のため出席した者

総務部長 青田 浩二  
(総務課)

課長 大山 康彦  
係長 松永 大輔  
(契約管財課)

課長 永野 英明  
主査 園田 勇蔵

係長 尾田 光洋

係長 山本 洋佑

企画財政部理事 中村 元則  
(政策企画課)

係長 山口 和樹  
(財政課)

課長 北野 靖之  
係長 堤 圭一郎  
(税務課)

課長補佐 入江 彩子

課長 福本 美也子  
係長 山口 陽子

課長補佐 細田 浩子

住民福祉部長 宮司 裕子  
(福祉課)

課長 川内 佳代子  
係長 日高 拓郎  
(こども政策課)

課長補佐 山本 公司  
係長 川口 佳子

課長 村田 佳美

課長補佐 藤吉 有見

|      |      |    |      |
|------|------|----|------|
| 課長補佐 | 石川俊介 | 係長 | 濱崎美雪 |
| 係長   | 一瀬奈々 |    |      |

健康保険部長 山本昭彦  
(健康保険課)

|         |      |    |     |
|---------|------|----|-----|
| 課長      | 森本陽子 | 係長 | 草野愛 |
| (介護保険課) |      |    |     |

|      |      |      |      |
|------|------|------|------|
| 課長   | 峰修子  | 参事   | 中村宰子 |
| 課長補佐 | 宮崎伸之 | 課長補佐 | 後藤理子 |
| 係長   | 堀将大  |      |      |

本日の委員会に付した案件

- |        |                                              |
|--------|----------------------------------------------|
| 議案第48号 | 長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正す条例 |
| 議案第55号 | 令和7年度長与町一般会計補正予算（第3号）                        |
| 議案第56号 | 令和7年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                  |
| 議案第57号 | 令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                 |
| 議案第58号 | 令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）                    |

開会 9時29分

閉会 16時27分

○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。本日、藤田委員の方から欠席の申し出が出ておりますが、定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

令和7年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第48号長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

皆さまおはようございます。それでは、議案第48号長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。本議案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、長与町議会議員及び長与町長の選挙における公費負担の限度額に係る所要の改正を行うものでございます。第8条につきましては選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額を、第11条につきましては選挙運動用ポスターの作成における公費負担の限度額を引き上げるもので、第8条中、7円73銭を8円38銭に、また第11条中、541円31銭を586円88銭に改正するものでございます。なお附則につきましては、第1項において施行期日を公布の日からとし、第2項において施行日以後その期日を告示される選挙について適用することとしております。以上が議案第48号の説明でございますが、お手元に新旧対照表を配布しておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

おはようございます。ちょっとまずお伺いしたいんですが、公費負担で前回から町議会議員選挙も公費負担の対象になったわけですが、ちょっと確認のためなんですが、公費負担の対象はここに載っておりますビラ、ポスター、それ以外にこういったものがあつたでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

大きくですね、選挙運動用の自動車の使用ですね、これが車の借り上げ等になるんですけれども、こちらとビラの作成、ポスターの作成、そういったものが対象となっております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちなみにガソリン代は対象ではないですかね。

○委員長（金子恵委員）

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

はい、先ほど申し上げた選挙運動用の自動車の使用の中で燃料供給契約というのがございますので、対象になっております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

そして今回のビラとポスターがそれぞれ単価を引き上げるという改定だと思うんですが、この単価の引き上げの理由と、それからこの金額はどういうふうにして算出されて出てきたものなのかをお願いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

こちらについては国の方が示した金額となりますので、それに準じて条例の方の改正ということになっております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

恐らくこれ想像ですけれども、紙代、紙、インクというのが、新聞各社もそうなんですけど非常に今高騰してるということで、恐らくそれに対応したものだと思うんですよね。ちょっと疑問なのが、今それだけじゃなくてあらゆるものが物価が高騰しているので、これは国の施策、国の方針なのか分かりませんが、そういう車とかガソリン等々も実際値上がりしてるけれども、こういったものは今回対象、国の方からも対象とはならないという判断なのか、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

今回改正があった分でうちに関係するものというのが、ビラとポスターの部分でございまして、その他の単価につきましては改定があっておりませんでしたので、今回の条例改正の中では適用しておりません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で9時45分まで休憩します。

(休憩 9時36分～9時45分)

#### ○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、本常任委員会に付託を受けました議案第55号令和7年度長与町一般会計補正予算（第3号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

北野課長。

#### ○財政課長（北野靖之君）

皆さんおはようございます。それでは財政課所管分につきまして説明をいたします。説明書の6、7ページをお願いします。歳入でございます。一番上、9款1項1目の地方特例交付金でございます。交付額の確定に伴い増額しております。その下、10款1項1目地方交付税1節普通交付税でございます。令和7年度の額が決定したことに伴いまして、現予算との差額3億1,104万2,000円を増額しております。次の8、9ページをお願いします。一番上、18款2項1目2節減債基金繰入金でございます。当初に取り崩しておりました減債基金4億円のうち、3億4,224万9,000円を繰り戻しております。その下、19款1項1目の繰越金でございます。財源の調整としまして、繰越金のうち1億1,132万1,000円を計上しております。

続きまして、歳出でございます。18、19ページをお願いします。一番下、12款1項1目公債費の元金でございます。減債基金繰入金を繰り戻したことによります財源の組み替えで、歳出額の変更はございません。以上が財政課所管分でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

中村理事。

#### ○企画財政部理事（中村元則君）

皆さまおはようございます。政策企画課所管分につきましてご説明申し上げます。予算に関する説明書の12、13ページをお願いいたします。歳出でございます。2款1項8目2節償還金、利子及び割引料の過年度デジタル田園都市国家構想交付金返還金

は、令和6年度中に受け入れた交付金について実績額に応じた精算を行い、不用額となった交付金額を国庫へ返還するものでございます。以上が政策企画課分です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

福本課長。

○税務課長（福本美也子君）

皆さまおはようございます。それでは続きまして、税務課所管分の説明をいたします。まず、予算書の4ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正の追加、納付書処理業務委託です。期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額は342万8,000円を計上しております。これは個人町県民税の令和8年度当初課税に係る納税通知書の封入封緘等の業務に対する委託でございます。町の基幹システムが国が示す標準システムに移行する関係で、通知書関連も全て新システムに対応した仕様に改める必要がございまして、本業務も対象となります。当初の予定といたしましては、例年と同様に新年度に入りましてから委託契約を行い、業務を進めることとしておりましたが、新しい仕様のプログラム開発に時間を要することが分かり、年度明けてからの契約では期間が不足する見込みです。そのため今年度中に契約を行い、準備を進めるため、今回債務負担行為として上げさせていただいております。続きまして、予算に関する説明書の12、13ページをお願いいたします。歳出の2款2項2目賦課徴収費です。1節報酬、3節職員手当等、4節共済費ともに、職員の産休育休に伴う代替の会計年度任用職員の人件費でございます。以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。そう範囲が広くありませんので、まず歳入の方から入っていきたいと思います。今説明がありました債務負担行為も含めて結構ですので、それではまず歳入の方から。質疑はありますか。よろしいですかね。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

予算書のどこということではないんですが、決算認定の書類を出していただいているんですが、その中に剰余金の処分ということで、基金繰入を4億8,000万円基金に繰り入れる。それで、繰越金で4億6,221万5,910円を一般会計に繰り入れるということで書いてあるんですが、そこがどうも私はよく分からなくて、今回のこの補正に反映されるのかなと思ってたんですが、そのお金さ、恐らく財政調整基金に2分の1以上繰り入れなければならないという、この2分の1以上ちゅう額はクリアしてると思うんですが、4億8,000万円ですね。どのタイミングでこの4億8,000万円を繰り入れをされるのか。だからここの今回の補正に反映されるのかなと思っとったものから。それで繰越金の処分の資料をっちゅうことでお願いをしとったんですが、それはちょっとありませんので、質問させていただきます。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

令和6年度からの繰越金の4億6,000万円の話ですけれども、今回その一部として説明書の8、9ページの繰越金のところに1億1,132万1,000円を計上しております。これは財源調整のために計上しているわけですが、最終的に令和6年度からの繰越金4億6,221万5,000円につきましては、3月までの補正予算の間で全額を見せる形になっております。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

すいません。そこは3月までに組み込まれているということで理解をしましたが、基金の繰り入れについては、もう4億8,000万円これは予算のですね、ちょっともう使い慣れんもんですから、すいません、基金の繰り入れについては、これも2分の1を下らない額を予算で定めるってなってるんですよ、予算で。ということは、私は補正予算に計上がされるのかなあというふうに思ったもんですから。その説明もよろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

4億8,000万円につきましては基金の繰り入れではなくて、現財政調整基金への積み立てのお話だと思います。繰り入れという話ですが、当年度中に繰り越し、実質収支額のうちの積立金の当年度に基金に繰り入れる場合は、予算に計上する必要があるんですが、長与町の場合翌年度に繰り越して、その分の2分の1以上を基金に積み立てております。従いまして、予算書の方には出てきません。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

ということは、条例に書いてあるように、予算で定めると書いてあるものを予算で定めないということになるんですか。

○委員長（金子恵委員）

入江課長補佐。

○課長補佐（入江彩子君）

決算剰余金の基金への積み立てに関しましては、自治法で定められていて、剰余金の全部または一部を翌年度に繰り越さずに、基金の方に編入することができるというふうになっております。4億8,000万円につきましては、翌年度に繰り越すことなく、決



算が終わった時点、出納整理が出納が閉鎖した時点で基金の方に積みますので、翌年度の予算の方には入ってこない。予算を通さずに積み立てることができるというふうになっていますので、5月31日に出納閉鎖をした時点をもって積み立てをしております。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先ほどの決算書の主要な施策の冒頭付近にある一連の剰余金の処分まで書いてあるところを見ますと、基金繰入で4億8,000万円ということで書いてあるんですね。だから積み立てるから予算に、今の説明を、積み立てる分はできるんだと、出納閉鎖後にできるんだということは、これ条例で予算で定めるってなってますよね。予算だから定めなければならならんんじゃないですかね。出納閉鎖したからといって、決算の確定が今するわけですから9月議会ですら、そこで初めてその剰余金の確定をするわけですから、その時の額を議会では全然分からんわけですから、そう入れれば。予算に組み入れることが駄目だということではないんですかね。

○委員長（金子恵委員）

入江課長補佐。

○課長補佐（入江彩子君）

財政調整基金の条例の方で記載がされている部分なんですけれども、第2条の積み立てのところで、第2条の2の地方財政法第4条の3第1項により積み立てる額は予算で定めるという部分に関しましては、決算の剰余に関する積み立ての話とは異なりまして、年度内に歳入の方が歳出を上回る場合は、その額をその年度内に財政調整基金への積み立てという歳出予算を組みまして、積むことを定めております。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

それではですね、8ページの財政調整基金繰入金、18款2項、これ何項ですかね、財政調整基金繰入金ですね、13億1,790万3,000円の既定額というのには、今回のこの4億8,000万円というのは含まれてるんですかね。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

含まれておりません。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

何かよく分からん、いよいよ分からんごとなった。5月の出納閉鎖後に先ほど積み立

てをしたんだということをおっしゃられたですね。ということは、そこでちょっと聞いてるんですよ。そうであるならば、その当時の既定の金額に対して、4億8,000万円が積まれた額がこの13億1,790万3,000円になってるのかなと思ったものですから、入ってるんですかちゅうことをお聞きしたんですが、入ってないんですね。この4億8,000万円の基金はどこにどういうあれになってるんですかね。どこにあるんですかね。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

まず今おっしゃっていただいた8、9ページの13億1,790万3,000円 of 金額ですけれども、これは当初予算もしくは6月までの補正予算において、財源調整として減債基金もしくは財政調整基金を取り崩した総額になります。これはご存じだと思いますけれども、この取り崩した額に元々財政調整基金の一部ですけれども入っておりまして、その4億8,000万円も財政調整基金に出納閉鎖後に積み立てをしておりますので、予算には出てきませんけれども、この13億円というのは財政調整基金の一部で当初もしくは補正で取り崩した額と理解していただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで企画財政部の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

場内の時計で10時20分まで休憩します。

（休憩 10時12分～10時20分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

本日は取材の申し込みが入っており、取材、傍聴を許可しておりますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは引き続き、令和7年度長与町一般会計補正予算（第3号）、総務部の審査をしたいと思います。まず提案理由の説明を求めます。

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

お疲れさまでございます。それでは総務課の方からは、一般会計補正予算（第3号）における人件費に関する部分につきましてご説明を申し上げます。補正予算（第3号）に関する説明書の20、21ページをお開きください。一般職の総括表でございます。主な内容といたしましては、会計年度任用職員が1名増という部分と、4月の人事異動に伴う予算の一部調整と合わせまして、給与費と共済費合計で778万円の増額となっております。内訳につきましては、次の22、23ページをお開きください。まず、会計年度任用職員以外の職員でございます。こちらにつきましては、4月の人事異動に伴いまして、9月補正として調整が必要な部分のみ計上しております。給与費ならびに共済費合わせて612万4,000円の増額でございます。次に24、25ページをお開きください。会計年度任用職員分でございます。内容といたしましては、産休代替に伴う短時間勤務職員が1名増加する分の経費ならびに短期間で雇用されていた方が通年での雇用に変更することに伴う経費、合わせて165万6,000円の増額を計上しております。次の26、27ページにつきましては、報酬、給料、職員手当の増減事由別内訳を掲載しておりますので、併せてご参照ください。以上が総務課分となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

次に契約管財課の説明を求めます。

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

皆さまおはようございます。それでは契約管財課所管分につきましてご説明をいたします。まず歳入でございます。説明書の8、9ページをお開きください。一番下でございます。20款5項3目1節雑入の上から2番目クリーンエネルギー自動車導入促進補助金は、110万円の増額補正でございます。内容としましては、本年3月に軽バンタイプの電気自動車2台を公用車としてリースで導入をいたしました。電気自動車納車後、経済産業省の補助金執行団体である次世代自動車振興センターへクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助申請、こちらを行いまして、本年6月に補助金の額の確定通知を受け、7月に振り込みがあったものでございます。補助金は1台当たり55万円で、2台合計で110万円でございます。

続きまして、歳出でございます。12、13ページをお開きください。一番上でございます。2款1項5目財産管理費12節委託料は、全体で305万7,000円の増額補正でございます。まず、不動産鑑定委託料43万7,000円でございますが、道の尾自由ヶ丘団地から高田南へ抜ける町道沿いにあります町有地1件と遺贈により町へご寄付いただいた長与町と長崎市にある2件の土地建物の不動産鑑定委託料でございます。次に測量図等作成委託料でございますが、6月25日に立地協定を締結し、西側埋立地へ

進出予定の企業へ売却する予定の土地の測量、分筆委託料として167万4,000円を計上させていただいております。次に遺品整理業務委託料でございますが、遺贈により町へご寄付いただいた長与町の建物、こちらは遺贈していただいた方が住んでおられた自宅になりますが、遺品の整理を業者に委託するための費用94万6,000円を計上させていただいております。その下14節工事請負費は、普通財産整備工事費1,484万3,000円の増額計上でございます。今年度売却を予定している西側埋立地のうち北側の、海側の方ですね、区画部分に土砂が相当量堆積しておりますので、その土砂の撤去処分を行う予定です。そちらの費用が1,273万円。また同じく西側埋立地、こちらは南側の芝生広場よりの区画で、町有地として残る部分、こちらも長年の利用によりかなり荒れて水たまり等でできておりますので整地をする予定でございます。そちらの整地費用が75万5,000円、それと今回の売却に伴い、区画の外周道路に埋設されている水道管、下水道管の一部を寸断撤去する必要があるがございます。そちらの寸断撤去費用が140万8,000円でございます。全部合わせて1,489万3,000円になります。この金額から当初予算の5万円を差し引いた1,484万3,000円を計上させていただいております。その2つ下になります。2款1項14目駐車場管理費18節負担金、補助及び交付金75万9,000円の増額補正でございます。地下に町営駐車場が入っております嬉里郷の老人福祉センターの電気工作物の点検が本年4月末に行われました。点検結果として、高圧引き込みケーブルの不良が判明したため、高圧ケーブルの取り替えと開閉機の交換を行う必要が生じました。その費用が379万5,000円でございます。その379万5,000円を社会福祉協議会と勤労青少年ホーム、こちらがそれぞれ5分の2ずつ、残りの5分の1を町営駐車場を所管する契約管財課が負担するものでございます。設備につきましては以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑に入ります。まず総務課から質疑に入ります。歳出の分で、質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金ということで。すいません。取り消します。失礼いたしました。

○委員長（金子恵委員）

よろしいですか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

まず、歳出の2款1項14目18節負担金、補助及び交付金の部分で、工事が町営、総務課、失礼。

○委員長（金子恵委員）

総務課の部分で、質疑はありませんか。よろしいですか。

それでは契約管財課の方に入りたいと思います。まず、契約管財課、歳入の方ですね。堤委員。

○委員（堤理志委員）

先ほど失礼いたしました。クリーンエネルギー自動車導入促進補助金ということで、これは軽のE V車を導入を以前された分だということで、その時に確認をすべきだったんですが、ちょっと今回補助金が出てきたということで関連してお聞きをしたいんですが、軽のE V自動車を導入することによって、費用対効果といいますか、どの程度効果がですね、効果といいますか、いろんな効果があると思うんです。ガソリンのこととか環境の問題とか、このあたりはどのように町として考えていらっしゃるかお願いします。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

費用対効果の方につきましては、E V車の電気代、こちらの方はガソリン車の半分程度ということで考えております。あとCO<sub>2</sub>削減、こちらにも貢献をしていくということで、役場として何らかこういった地球温暖化防止に関することもやっていこうという取り組みの中の1つでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。歳出の方に入りたいと思います。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

まず、歳出の駐車場管理費、2款1項14目18節、これを社会福祉協議会と5分の2ですか、で負担し合うってということだとかご説明で受けたんですけど、これ5分の1、これは取り決めがあったんですかね。社会福祉協議会の定款か何かに、法的な感じでの、というのをなぜお尋ねするかというと、賃料収入が入ってこないで出すっていうのは、ちょっといかがなものかなと思ってそこをお尋ねしたかったんです。まずそこをお願いします。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

その分については定款等はありませんで、階層が社会福祉協議会が1階と2階、勤労青少年が3階と4階、地下が町営駐車場ということで、階層ごとに負担を分けてこういった形でさせていただいて、こういった費用もそういった形で案分をさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

建物の使用面積によって案分をしているというふうに理解してよろしいですか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

委員おっしゃるとおりでございます。面積の方で、建物の床面積で案分してるって形でございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

先ほど委員長に申しあげました例の委託料ですか、この部分はどうしますか。今、質疑をしてよろしいんですか、それとも後で。今いいですか。質疑に続きます。西側埋立地の工事請負費の部分で企業に売り渡すところだと思うんですけど、その契約の中で、我々契約書見てないので想像でしか言えないんですけど、契約書の中で土地の整備は町側が受け持つというふうになっているんですか。まずそこを最初にお尋ねをいたします。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

契約書自体がまだ結んでおりませんで、埋立地の区画の土砂については今回撤去させていただいて、埋め立てた当初の状態に戻して販売をするという形を今回取らせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

それはこちらの方が自主的にそういうふうに今回したという。何か町道も中に入ってるんですよね。産業の方でやると思うんですが、そこの整備もこちらの方ですと、契約には入ってないけどこっちでするっていうふうにしてるんですか、お尋ねします。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

海側ですね、北側の区画の部分に堆積してる土砂の方はもう結構な量堆積しておりますので、ああいう土地などを分譲する際は、大体平らな状態ですよ、ということで埋め立てた当初の状態に戻してから販売をするという形にしております。で、間の町道の部分ですけれども、こちらは話し合いの中で、現況有姿といいますか、そのままの状

態で渡すようにしております。こちらでも町側で全部整地して、一筆っていいですか、一体的にすることもできたんですけど、そこはもう現況のまま向こうがまた建物とか建てる時に床掘りとかしますので、二重投資にならないようにっていいですか、その部分はもう町道のままの状態で渡すようにしております。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

普通、土地を、私もあんまり詳しくないんでよく分からないんですけど、土地を売買とかする時は現況渡しとか仮契約の中でそれを付けると思うんですよね。で何か今お話を聞いたところ自主的にこちらの方できれいにしてあげてやってるっていう部分がどうも聞こえるので、そこはちょっとあれだけの土地を売買するのに、何かこう町の方がかなり譲歩をしたような形で売買をしているんじゃないかなあというふうに見受けられます。これはここの部分になるのかな、まず西側埋立地を埋め立てた時に、造成をされた時に、造成費が結構かかって坪単価、聞くとところ37万円ぐらいだったというふうに聞く話もありました。今回不動産の鑑定によって売買価格が7万円ぐらいになったっていうお話を聞いたんですね。で、町有財産なんで、それを急にそこまで下げるというその根拠ですね、不動産の鑑定料がここに43万7,000円入ってるので、不動産の鑑定の方がそういうふうに鑑定をされたんじゃないかなってのは察しておりますが、ただあまりにもちょっと急激に値引きというか値下げというか、があるんじゃないかなと思ってですね。ちょっと私の中では疑義があります。金曜日の同僚議員の発言の中でさまざまな疑義が出てきて、当該企業の方がふるさと納税を過去、数年前じゃなくて、割と近々のところでされていたと、多額に。それもちょうとこう何か関連性があるのかなあっていう形もあります。もう少しこのところで、より公平性を持った売買の方があった方がいいんじゃないかなあと思って。まず、公募をされてなかったっていう話をお聞きしました。町有財産を処分される時はまず公募をするのが第一義じゃないかなあというふうに思ってます。公募しないでその当該企業にお売りになることが、果たして公平性の担保が取れてるのかなあっていうふうに思います。企業が進出してくれるのは、私も一般質問で言ったように非常にうれしいことなんです。長与の中で税収も増えるし雇用も増えるし、ただ町有財産という観点から見れば、もう少し公平性を担保した方がいいんじゃないかなあというふうに思うんですね。で、そこら辺がちょっとう頭の中もやややっとするもんですから、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

ちょっと事前に申し上げます。7万円の根拠ということでこれは鑑定が入っての7万という数字が今、表に出てるのかなと思うんですが、多分令和3年度に坪単価が10万円、それまでが約20万円だったのが10万円になったという経緯もあると思うので、そこも含めてご説明を頂けたらと思います。

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

まず1点目のですね、現況有姿で北側を渡してもよかったんじゃないかということなんですけれども、この部分につきましては現況有姿で渡すとした場合は、またその後に企業が造成をするという観点等からですね、買った側がそこを整地するという観点から、鑑定額から撤去費用といいますかその盛り上がった部分がまた鑑定額からマイナスされますので、結局鑑定額が下がることになって、結果として同じような状況になるということもございます。今回は埋め立てた当初の状況に戻して、そちらの部分は売却をするという方針で、町が負担するということに決定をいたしました。それから、今までのまず公募しなかったのかということなんでございますが、公募というのは広く不特定多数の方に知れ渡らせることだと思います。その分については広報ながよに以前2回掲載をしまして、まず募集をしております。それから県や不動産業界、建設業界こういった協会などへ情報提供を行って募集をしております。それから長崎県の産業振興財団、こちらの方へは毎年1回程度産業振興課の方で、所管が違いますけど、訪問を行って、西側埋立地のことを情報提供を行って企業側へご紹介をしていただいております。あと役場の担当窓口、これうちになりますけど、ここで常時募集をしているという、これを町の方は公募ということで捉えております。金額の方なんですけれども、35万円といたしますか、三十何万円という金額ですね、こちらについては町の方は全く把握をしております。埋立地の造成費用を面積で割り戻しても20万円ほどにしかありませんので、三十数万円という説明をしたという記録もございませんし、根拠もないものと考えております。で、令和3年度に10万円にいったん下げるところなんですけど、こちらの方につきましては平成17年にもう企業分かってますので言いますけど岩崎食品が買っていて、15年間うちの方は20万円程度の金額、これで企業側といいますか、問い合わせをしてきた企業にお答えをして、それでこちらもその金額で進出してくれる企業を待ちました。しかし15年待ってもやはり高いと、よそに比べて高いとやっぱりそれじゃもう話のテーブルにさえ着いていただけないことがほとんどでございました。それで令和3年度に金額を10万円ということで決めたのが、ちょうど時津の十工区ですね、こちらの売買がその当時ちょうど10万円ぐらいでされてたということで、うちの方はその時点で鑑定を取っておりませんでした。企業が進出したいと言ってきた企業があれば、そこで鑑定を取ろうとしてましたので、これまでも取っておりませんでした。十工区を参考に10万円程度で検討してもらえないでしょうかということで、もしそれでちょっと興味を示されて長与に進出したいというところがあれば鑑定を行って、それでその金額でお話をしていきたいと思いますということで、10万円というのはあくまでも目安の金額でその当時決めて、それでも令和5年末ですね、今度来られる可能性のある企業、こちらと話をしながら鑑定を取りましようとして、で取った金額が7万円程度という金額になったという、そういう経過でございます。で、あとですね、ふるさと納税の方な



んですけれども、確かに地域再生法施行規則の中で、寄付を行うことの代償として経済的な利益を享受してはならないということになっておりますけれども、この1例といたしますか、こういった具体例で「合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲与、譲渡すること」、この市場価格よりも低い価格ということで、今回は市場価格どおりの価格でございますので、町としては便宜供与に当たらないと判断しております。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

常時募集が公募に当たると言って、では今までその土地が欲しいとおっしゃる方はいなかったという形で理解していいんですか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

年に数件程度興味を示されるといいますか進出を考えたいという企業は年に数件ございましたが、金額面や条件面などですねこちらが折り合わず、具体的な話まで至ったケースはなかったということでございます。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

年に数件おいでになった企業は、その時は、令和3年に10万円に下げたっておっしゃったので、それ以前なんですか、以後なんですか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

令和3年に金額を下げる以前も相談はあったようでございますが、その当時示させていただいた金額こちらを提示したところ、断念するとか、地理的な条件そういったのを考慮して、検討して、購入に至らなかったと。令和3年度以降も10万円下げた提示をしてからも何件か、3年以降、年に何件かは私どもの方に相談はありまして、一応それもそういった金額を示しましたが、やはりそれでもちょっと購入に至るという企業はございませんでした。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

ということは、一応いろいろな条件があるので条件が合致しなかったという形に理解しますが、購入希望があったというのは事実なんですね。それともう1点、その購入希望をされてた企業はふるさと納税はされてましたか。

○委員長（金子恵委員）

答えられたら。

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

私どもふるさと納税、所管しておりませんので、そこは一切把握しておりません。

○委員長（金子恵委員）

青田部長。

○総務部長（青田浩二君）

ふるさと納税につきましては企画財政部の方になりますので、私の方も把握はしておりません。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

ちょっと大事なところになると思うので、ふるさと納税をされてるかされてないか、いっぱい長与はふるさと納税頂いてるんですよね、企業版ね。でもこの限定して購入をしたいと言った方々がふるさと納税を今まで過去においてしたことがあるのかなのかかっていうのも、ちょっと所管が違うんですけどお尋ねしたいんですが、委員長いかが取り計らっていただけますか。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今、同僚委員からの質問等やりとりがあった中で、ちょっと1点理解ができないのが、公募をしなかったのかということに対して、広報ながよとか情報提供等はしてきたというお話がありましたけれども、ちょっとそこがですよ、通常の公募の手続きとは違いますよね。通常の公募の所定の手続きと広報ながよや情報提供しましたよっていうのではまた別の話だと思うんですよ。なぜ正規の公募の手続きっていうのを行わずに、そういう簡易的な形でしかやらなかったのか、ここはいかがですか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

委員がおっしゃられるのが多分公告、告示のことだと思うんですけども、普通財産の方は私的財産ということで取り扱われるために、その売り払いに関しても、民法の規

則にのっとなって行われるということがございます。そういった多分理由がございまして、法律とか条例などに告示義務というのがございません。それで告示を行っていなかったと。一般競争入札とかする場合は、一般競争入札をすることに対しての告示義務というのがございますので、そういったことをした場合は告示が発生していたと思います。ただうちの方は当初から随意契約という形を取ってきましたので、告示、公告はせずに公募という形をとってきました。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

先ほどの同僚委員とのやりとりの中で、以前にも何とかその土地はどうだろうかという打診っていうか、問い合わせがあっていたというような事実があるので、そうであるならば、やっぱりその法には触れないとはいえ、道義的っていうか、公平性を担保するためにも、所定の手続きを取っても問題はなかったわけですよね。何かそこがね、やっぱり私もどこの企業って全然面識もないし知らないんですけれども、別の企業から見れば何で私の時だけそれをしてくれなかったのという疑問は残ると思うんですが、そのあたりはやっぱり問題じゃなかったのかなと思うんですよね。いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

そうですね、その方に話す時々で条件が違うということはございますけれども、その当時協議を1対1でさせていただく中で、やはりそういった話をしてくる企業というのがもう近々移転を考えてるとか、そういったことでこちらに相談をしに来るケースで、うちが条件を示した時点で、こちらはやっぱり割り戻した金額の19万円、20万を提示したりですね、地理的なものを考えたりした時に、やはり購入をもうちょっとこちらの方は諦めましたという意見が多かった、ほとんどでございましたので、そこはもうそれで完結したものとして、また次、お問い合わせがあったらそこと協議をさせていただくというのを繰り返しておりました。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

それからその単価のことなんですけれども、当然何か市場価格といいますかね、なかなか売れなかったら下げていくというのは民間、例えば長与町内でも宅地なんかでも売れなかったら下げていくというのは、そこは否定はしないんですけれども。ただですよ、以前から比べて下げていって、時津の十工区を参考に10万円まで下げて、それでもなかなか厳しいということで、令和5年末には7万円ぐらいというのは、これは町としてやっぱりこのくらい下げようかなという方針を町として出した数字なんですかね。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

不動産鑑定に正式に委託を出しますので、こちらがその中で幾らにしてくださいとかいうことは、もうまずそれはもう絶対的にしてはならないことですし、しておりません。それで今回の金額が7万円ほどになったというのが、ここの長崎市、長与町、時津町ですね、こちらの周辺の埋立地の価格を参考に鑑定士が評価しているようでございます。ちなみに西側埋立地については時津町の七工区、こちらが公示地ということで、全国で公表している土地になります。その金額を基に、そこより若干高い金額になっております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

そうになりましたら、以前10万円だったけれども、いろいろ鑑定、いろいろ調整、考慮して7万ほどに下げて、下げる方向ってなったときにですよ、以前打診があった企業にいろいろしたけども7万円ぐらいまでになりましたよっていうのは、やっぱり公平にお知らせするべきじゃなかったのかなと。町から、以前問い合わせがあった、その数社に、今7万円で考えてますよっていうのを、やっぱり全てにね、公表、こういう公平に伝達するということとは行わなかったのか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

先ほど申し上げましたように、相談を受けた中の企業がやはりスピード感っていうかそういうのを求めているところが多くてですね、やはり1回問い合わせをしてしばらくしたら回答が来るんですけれども、やっぱりもうちょっと今回は別の所を考えますとか、そういったことが多ございました。あと、その中にですね、金融機関とかそういった所からのお問い合わせで、企業名は出さないけど長与に進出したいと考えている企業がいるということになったら、その銀行っていいですか、金融機関の方にですね、そういったまた下げましたという情報を伝えるような形になってしまいますので、それをちょっと、また公平性といいますかそういった利益を生むような会社に直接言うのはちょっと控えさせていただいたという部分もございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の答弁は全く納得がいけないんですが、ちょっとそこは疑義がありますけどちょっと残して、また別の観点からお伺いしたいんですが、先日契約管財課の窓口でちょっと

お伺いしたのが、今回の立地協定というのはいわゆる随意契約の一種ですよっていうことで確認をさせてもらいましたら、そうだということをおっしゃったので、ちょっと再度この委員会の場でも確認させていただきたいんですが、この立地協定というのは競争入札でもプロポーザル方式でもなく、随意契約の一種であるということは間違いないですよ。ここをちょっと確認したいと思います。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

企業誘致の部分に関しては所管がまた違いますので企業誘致のことにしましてはちょっとお答えを差し控えさせていただきますが、随意契約の理由としては、企業誘致を行い、立地の申し入れを受け入れて、立地協定を締結したことによる随意契約ということで、そういうことでございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

シンプルに言うと随意契約だということですね。そこで、ちょっと私以前の令和4年9月7日の八木議員の一般質問を会議録でちょっと確認させてもらったんですが、八木議員としては土地を少し安くしてでも企業に入ってきてもらった方がいいんじゃないかという、そういった趣旨の質問をされました。これに対して、契約管財課長がですね、原文のまま読みますけれども、「売却については基本町有地の売却などは、一般競争入札、いわゆる公売ということになりますけれども、公売になりますとなかなか条件をたくさんつけるのが難しい部分もございます。そういった中で例えば公募型のプロポーザル方式、そういった、先ほど議員がおっしゃられた部分も取り込んだ提案」これはCO2、環境問題に優しいような企業をとということなんですけれども、「そういった提案も頂いたので、そういったところも評価するようなことも取り入れて、研究していきたい」ということを言ってるんです。要するに、令和4年の段階では競争性がある、要するに公募なり競争入札なりを町としては方針を持っていたのに、これが何でこの競争性がない形に変わったのか、これはどなたの判断で変わったのかですね、ここをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

青田部長。

○総務部長（青田浩二君）

公募型プロポーザルっていうのも一種の随契ではありますけれども、今回の西側埋立の売買については、まず以前からこちらの方は随意契約でしておりました。随意契約の理由というのが、他の工業団地みたいに広いところであれば、各区画を公売とかにかけることができたのでしょうけれども、こちらの長与町の埋立地につきましては、そんな

に大きくもなく形もいびつで、先ほどありました岩崎食品とか食品衛生協会にしてもそこを切り売りした形になっております。それはこれだけの土地が欲しいということでの随契になってます。これだけの土地をそのまま入札にかけるとなると、やっぱりその企業が使いたい部分というのがありますので、そういったところと、あと入札にした場合にどんな企業が来るか分かりません。そこで騒音があつたりとか、環境的な問題があつたりとか、そういったところも窓口の方で精査をしながら随契というのを結んでおりました。そういった理由で以前からずっと随意契約を結んでおりましたので、今回も随意契約という形を取らせていただきました。その判断につきましては、町長も含め相談はしております。こういった形で売買しようというのは、私の判断ももちろん入ってます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

どういった企業が来るのか分からないけどっていうのは、例えば騒音が出るとか、臭いがとか、いろいろ思いがあられるかと思うんですが、そこはですよ、これはもうやっぱり法治国家なので、条例なり、西側埋立地の企業の進出する時の要件なりをちゃんと文書で明文化しておくべき事柄だったと思うんですよね、規則なりで。やっぱこういった企業が進出できる。そうしないといわゆる管理職の個人的なこの企業来たらうるさいよねとか、そういったものが入ってくる企業の選定に左右されると、個人の私見が入り込むっていうのは、法治国家、法治主義に反すると思うんですが、いかがですか。

○委員長（金子恵委員）

青田部長。

○総務部長（青田浩二君）

最終的な判断というのは私になるかと思えますけれども、そういったところは、みんな協義をして最終決定をするという形になっておりますので、個人的な判断というのは入っておりません。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと法治主義についての明確な答えがなかったんですが、そこはもうちょっと疑義がまだ残った状態で、ちょっと時間もあれなのでちょっとまだ聞きたいことがありますので。整備工事費の中の今のいろいろなご説明の中で、土砂が堆積したりとかね、いろんな問題があるので更地化するという話なんですけど、基本的に公有地の民間売却っていう場合には、先ほど話あった現状有姿、ありのままの姿で現状有姿の原則というのがあって、ただ状況によっては必ずしもそれが絶対ではなくて、いろいろ調べてみたら、やっぱり土地を少しでも買ってもらうために、促進策として更地にしたりというのは実

際あつてるといふふうには聞くんですけども、そこで今現在西側埋立地の方にセメント会社とか、食料品、食べ物を製造する企業とか入ってらっしゃいます。そうした所が入ってくる時には、やっぱり公平に更地化をしてあげたのか、それとも現状有姿だったのか、この点公平性は担保できているのか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

20年、25年前に購入した企業については、完成からですね間もないということもございまして、特に荒れたこともなかったもので、これはちょっと確認はできてないんですけど恐らくそのままの状態で売っていると思います。今回の北側の部分についても、その当時は全くの普通の道路と同じ高さであつたんですけども、やっぱりそれから30年近く経過する中で海風に運ばれた土砂が堆積したりとか、いろんな要因で土砂が堆積しておりましたので、それを元に戻すという形で、うちの予算ですることになりましたけれども、もしそれを現況有姿のまま売るとなった場合は、現況の状況が今の更地にした状態での鑑定を依頼をしておりますので、それが現況有姿となれば、その分が鑑定額からマイナスをされるということで売る価格が下がるということになりますので、結果としてですね同じかなということで町としては判断をしております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

先ほども結局更地化しないと、現況有姿のままだと鑑定額が逆に上がってしまう、更地化することによって、失礼しました。鑑定額が下がる。逆にやっぱり更地化することの方がいいんだと、逆の意味もあるんだということなんですが、そこだけ見ればそうとも言えるんですけども、いろんな企業とか住民から見て、特にやっぱり行政というのは公平性とか透明性を担保しないといけない立場なので、そういった点では逆にそういった更地化をすることによってどうして特定の企業だけそれこそ住民の税金を使って、そういったことをしてやらないといけないのかというのは当然我々議員からも、また住民からもそういった疑義っていうのは出てくると思うんですよね。ですから、どうせ一緒やろうということじゃなくて、やっぱり住民にきちんとした透明性の説明する点でも、やっぱりそういうのを特別扱いしてるという疑義を持たれないようなことをやらないといけないんじゃないかというふうに思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

確かに議員がおっしゃるように公平性の部分ということは大事だと思います。その北側の整地費用に1,000万円を超える金額がかかるということは、やはり私たち行政が

ら見ても、ちょっと金額的には高いなということがございましたけれども、そこは今度進出予定の企業と話をする中で、その部分は長与町が整地をしますと、ただその手前の町道部分ですね、こちらについては現況で渡しますと、そちらも合わせて一体で買いたいということでありましたけど、そこは道路を造る時に行政もいったん公費を投入します。またそこをはつってこう整地した場合ですね、またそこに町民の皆さまの税金を投入することになるので、そういった二重投資にならないようにですね、その部分はもう現況で渡しますよ。ただ、その北側の部分はあまりにもちょっとこう盛り上がり方がひどいので、ある程度一定はうちの方で撤去しますという、話し合いの中で、そういったことに至りました。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

なかなか疑義が残ったままの質疑になってしまうんですけど。本会議場で、同僚議員がふるさと納税の関係でもちょっと疑義があるということをおっしゃいました。私も分かってるだけで、町のホームページなどを見ますと、令和5年と令和6年で新図書館複合施設に充当してほしいという名目でふるさと納税をされて、今回進出を希望してる企業がふるさと納税をされていますよね。この寄付が優遇措置の寄付の見返りではないのかなど。失礼しました。この今回寄付を行ったことは、企業の進出に有利に働いた疑義がないのかというのは当然出てくると思うんですよ。その点はいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

これは国の方も示しておりますけれども、確かに利益を供与してはならないということとなっております。ただそれを対象として先ほども申し上げましたけれども、合理的な理由なく、市場価格よりも低い価格、ここですね、市場価格よりも低い価格で財産を譲渡することでございます。こちらは禁止されております。今回は市場価格どおりの金額でございますので、ここについては一切うちは疑義があるとは思っておりません。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私も調べてみますと、この企業版ふるさと納税というのはいわゆる地域再生法に基づいて制度化された内容で、今話があったようにこのふるさと納税を行ったことによって、いろんなことが禁止がされております。その資料も私持ってるんです。この中で法人に対して行うことは禁止している事例の中に、入札や許認可での便宜の供与が禁止してるっていう、ちょっと簡易版なんですけども、あるんですよ。私ここにやっぱり該当するかどうか該当すると疑われても仕方ない面があるんじゃないかと思うんですが、この



点はいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

おっしゃるところは寄付を行うことの代償として入札および、繰り返しになりますけど許認可において便宜の供与を行うことというところと同じ並びで、その下の項に寄付を行うことの代償として合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること、先ほど言ったところ、それが並んでありますので、今回は今言った後の方で言ったこちらの方ですね、今回は譲渡することっていうところになりますので、こちらの合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で譲渡することの禁止っていうのには当たらないということで判断しております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっとそこは見解が分かりますよね。果たして明確にそう言えるのかなっていうのはちょっと疑問が残りますが、それともう1点ですね、私も政府のこの資料の中でちょっと言いますが、さらにこの契約一般ではというところの補足説明というのがパンフレットに載ってたんですけども、その中に「手続きにおいて、寄附を行った法人への便宜の供与など、寄附の受領を理由に他の法人との間で別異に取り扱うことがないようにすること」と、もう1つ「手続きの公正性・透明性等に関する説明責任を十分に果たすこと」っていうのがあります。間違いありませんよね、確認させてもらいたいです。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

そちらについては間違いございません。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

その上で、3番目に言いました公正性、透明性に関する部分でさらにもう1つ補足が付け加えてありまして、これも内閣府の資料なんですけど、随意契約によることができる場合の具体的な基準が、法令上の範囲内で地方公共団体の自主的な判断に委ねられることに照らして、地方自治体の裁量なんだけれどもっていうことなんですけども、一般競争入札や指名競争入札による場合と比べて、より一層手続きの公正性、透明性に係る説明責任を十分に果たす必要がありますと、非常に重ね重ねですね、公平性、公正性をきちんと説明できんと駄目だやっていうことを国が言ってるわけなんですけども。

これは現在、まずこれが間違いないかということと、これが果たされているかどうか。十分果たされていないんじゃないかと、現段階ではですね、思うんですがいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

委員が最初におっしゃった部分はそのとおりだと思います。公正性、公平性が保たれているのかということなんですけれども、今回随意契約の2号随契という部分で、競争とかに適さない案件ということでさせていただいておりますけれども、2号随契で随契ができる理由の中の1つに、企業を誘致する場合、この場合は随意契約ができるということがございます。そこをもって、長与町の方は随意契約ということでさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

場内の時計で11時40分まで休憩します。

（休憩 11時27分～11時37分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

引き続き、質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっとあまり長々ともあれなので、そろそろちょっと私も、まだ疑義はちょっといろいろと残ったままではあるんですけれども、先ほどの答弁の中で、今回の場合は随意契約はオーケーなんだと言い方をされましたけれども、私はそうじゃないんじゃないかなと、基本的にはやっぱりこういう場合はケースとしては違法ではないけども、やっぱり何か競争性がある形を取る必要があるんじゃないかなと思っておりまして。それはちょっと根拠としては、地方自治法の施行令の167条の2のところが随意契約の欄なんですけれども、そこのちょっと私も説明の資料をちょっと見させてもらってるんですけれども、この中で随意契約が認められる例というのは幾つかありまして、その中でいろいろ全部は言いませんけども、1つは競争入札に付したが応募者がいないまたは落札者がいないという時には、随意契約もオーケーだというのがあって、基本的に私はもうそういった場合とか少額だとか、このメーカーしか取り扱ってないとかね、もうこれはもう誰が見ても仕方ないよねっていうような時が基本あるべきであって、今回の場合を随意契約がオーケーだというのは、法的、ちょっとこう脱法的とまでって言い過ぎかもしれないけども、ちょっとかなり際どいことをやってるんじゃないかなという疑義を持っております。そこはいかがでしょうか。本来やっぱり正式には競争性を担保すべきではなかったのか、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

委員がおっしゃるとおり行政においてやっぱり公平性、公正性、平等性というのは大事だと思います。ただ今回のケースにつきましては、167条、自治法の施行令ですね、2号に該当しまして、競争入札に付するのが適さないという場合になりますけれども、その中の全国的な判例になりますけれども、政策目的での企業誘致、こちらについては随意契約によることができるということになっております。うちの方も、こういった企業が来るのかということで、地元の貢献はどう考えているのか、それから公害の問題をどう考えているのか、雇用の問題をどう考えているのか、こういったのを協議をさせていただきながら、条件が整いましたら契約をさせていただくという形で、そういった場合はやっぱりどうしても随意契約という形に、1対1の随意契約になりますので、そういったことでさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

じゃあ、そういった場合においても、ちょっと少し戻りますけれども、さらにそういった場合だからこそ公平性、透明性というのを、政府が、内閣府が言ってるようにさらに十分な説明責任を果たす必要があると。ここはもうお認めになりますよね。今回まだ十分とは言えないと思うんですけども、今後やっていかれるのかどうか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

そうですね、今回の場合は企業誘致という部分での政策目的の中でのこういった判断になりましたので、うちの方もそういった形で考えておりますし、説明の方もそういった形で、町の方針として随意契約で立地協定を結んで企業誘致したということで説明を行っていきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

他の方、質疑はありませんか。

堀委員。

○委員（堀真委員）

同僚委員と同じように西側埋立地についてお聞きしたいんですけど、まだ売買の仮契約されてないので分からない範囲だと思うんですけど、もし答えられるのであれば、土地を売却した時にどれぐらいの額になるのか、この辺が予想できるのであればお答えいただきたいなと思います。

○委員長（金子恵委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

売買価格約1億9,000万円程度ということで予想しております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

繰り返しになると思うんですけども、令和3年に10万円に下げたっておっしゃって、これはもちろん不動産の鑑定があったのかなあと思うんですけども、誰が決めたんですかね。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

そちらは不動産鑑定を行っておりませんで、時津町の十工区での売買実績、こちらの金額が10万円ちょっとでございまして、そちらを参考に、長与町もその程度の金額で問い合わせがあった方に対してご説明をするようにということで、庁舎内でここは一定共有したところでございます。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

共有されたっておっしゃったんですが、最初に会議で決めたんですか。その口火を切ったね、発言をされたのはどなたかご存じないですか。

○委員長（金子恵委員）

青田部長。

○総務部長（青田浩二君）

まず企業の反応を見ようということで、当時の総務部長の方がその価格を打ち出しております。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

町のどなたが10万円に下げようとおっしゃったんですか。企業の反応を見るってのは確かによく分かりました。最初にじゃあ10万円に、鑑定はしてない、じゃあ10万円に下げようというのはどなたがおっしゃったんですか。部長じゃ決められん話と私は思うんですけども。

○委員長（金子恵委員）

青田部長。

○総務部長（青田浩二君）

それで提案したのが当時の総務部長になります。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

今、同僚委員の質疑の中で、総額が1億9,000万円と、売買価格、これ随契で売買できる限度額っていうのがあると思うんですけども、そこら辺はいかがですか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

今回随意契約の第2号というので、競争入札に適さない場合はできますということになってるんですけど、第1号の方で少額随契については理由うんぬんを問わず、例えば工事だったら200万円未満だったら随意契約はできますよということで決めてるんですけど、そこは第1号になりますけれども、そこは当然もう今回超えております。なので2号が今回適用されております。売買とかそういった場合は競争入札というのが原則でございますけど、随意契約できる中の理由の2号の方は競争入札に付することが適当でない場合ということで、そういった取り決めがございます。で、そういった中で、今回の理由としましては繰り返しになりますけれども、政策目的での企業誘致、こちらについては2号が適用されまして、随意契約ができるということになっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

これまで委員の方からいろんな方向からの質疑っていうのがありましたので、ちょっと簡単に幾つか質問をさせていただきたいと思います。今回の1,500万円の是非なんですけれども、これは政策目的の企業誘致であることで、来てもらうためには町の方で整備をしなければいけない1,500万円であるということは理解しております。ただ、やはり希望者がいたにもかかわらず正式な公の公募がなかったということ、そして記録に残ってないっていうことであっても、やはり希望者はあったようで、そういう人たちにいったん令和3年度の坪10万円に下げたというその時点でやはり、広報に2回載せてましたっていうのではなく、きちんとした形でやっぱり出すべきじゃなかったのかなって。今の随契の2号で政策目的であればそういうことはしなくてもいいというふうなお答えだと思うんですけども、この10万円に下げた時点でやっぱり正式に本当に政

策転換でここをしっかりと売っていくんだと、工業用地としてきちんと整備をしていくんだということであれば、広報に2回載せましたじゃなくて、そこにやっぱり力をいったん入れるべきだったのかなって。もうこの長崎機器の話は令和6年の話だったので、その間の3年間というものがあったわけですね、2年、3年という。その間にそこをやっぱり多くの企業が目に触れるところにやっぱり出すところが最初だったんじゃないかなと思うんですけど、ちょっとそこをまずいいでしょうか。

○委員（堤理志委員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

そうですね、確かに透明性という部分ではそういったこともあったかもしれないんですけども、そもそも埋め立てをした当初の19万から20万円という価格ですね、こちらの方も実は表に出してないんですよ。言ってきた企業があったら、この価格だったらいくらですよということで、問い合わせがない限りこちらが出してなかったものですから、元々の金額を公告といいますか公にしてなかったものですから、令和3年度もこちらを下げたという、一般的にも多分長い期間の間で大体あそこは高いよねとか、いうことで知れ回ってはいったと思うんですけども、そういったこともございまして、令和3年度も公表に至らなかったという形でございます。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

何か今の答弁を黙って聞いていると、あそこは企業誘致のために埋め立てをして工業団地として整備をされたわけですね、16億ぐらいかけて。となると、やはりその金額っていうのは公表してなかったんですよじゃなくて、過去にさかのぼってもやっぱり公表すべきだったんですよ。だからこの何十年間も売れなかったっていうのがやっぱり一つあるのかなというふうにちょっと今回答を頂いて思ったところです。で、6月3日の全員協議会でこの西側埋立地を長崎機器が購入するということで、立地協定を結ぶ直前に議会に報告がありました。それが令和7年6月3日で、一応長崎機器とのその話っていうのが令和6年1月から開始をされた。この間1年半の間にいろいろと進んでたんですけど、そういうのは議会に対する報告は要らないという判断だったのかもしれないけど、全員協議会での報告が終わってすぐにもう協定を結んだという、報告の時にはもう本契約までのスケジュールがびっしりもう決まっていた。ここが、今回議会を思っているのか、町民の方もこの状況をやはりこう聞いた時に、議会軽視っていう言葉が最近ちょっと議会の中からも行政、執行部に対して、そういう言葉が出たりするんですけども、そういうところのもう如実なところじゃないかと思うんですよね。だから多分皆さん、1,500万円の整備費はどうしてもその価格鑑定も下がるということで必要だからそこは納得しますよって、でもこれまでのこの経緯が、議会に対しての議会軽

視と言わざるを得ない、言われない、もうそういうふうな感覚っていうのが、多分議員が納得をしない部分だと思うんですよ。もちろんこれは補正予算の審査なんですけれども、ではこの1,500万円は納得しても、これまでの経緯が納得できないからここをちょっといったん立ち止まって、今後のこともあるからもうちょっとじっくり質疑を重ねながら、最終的に納得をしたっていうのが一番なところで、やっぱりこの審議をする中で、最終的に結審の時に納得しないまま、まあよかでしょう今回もっていうことではちょっといかないのかなあと今回感じているところで。元に戻りますが、全員協議会でこの長崎機器の報告があった時に、最終までの、本契約までのスケジュールが決まりました。こういうことっていうのは、今までも報告をしなかった、しなくていい、そういう感覚だったんでしょうか。そこはいかがなんでしょうか。

○委員（堤理志委員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

こちらの企業と話を始めたのは令和6年1月でございます。ただ、こちらの企業が正式に進出を、親会社が東京にございましてそちらとの協議折衝とかもございまして、令和7年の4月でございます、今年の4月。で、正式に立地したいと、長与町に來たいということをその時点で決まったものですから、そこからすぐやはり議員たちのご意見を頂かないとということで全員協議会の日程調整をしていただきまして、私どもとしてはすぐ報告したということで、4月までは決まってませんでしたので出せなかったというのが本当のところでございます。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

ちょっとくどいようですが、今後のスケジュールについてということで予定を頂きました、全員協議会の資料の中でですね。全協が3日、そして6月中に立地協定を締結します、で、もう7月には払い下げの申請書を長崎機器の方から町へ頂くということになっています。8月には鑑定を委託しておりますっていうこの一連の流れっていうのが、全員協議会でいやそれってもうちょっと詳しく聞かんば、ここはうんと言えないよっていう場ではなかったんで、報告だけだったんで、これはこれでよかったんですかっていうことだと思うんですよ。もしこのこれがこの時の全員協議会で、いやいや他にもいたのにそことの競争というか一般競争入札とか、随契ではなくてね、きちんとした公募した形で決めたらよかったんじゃないんですかっていうのは、その時の意見の中で反映されたんでしょうか。もうこれは多分結果論で来たと思うので、そこがちょっと事前にこういうことがあってますっていうことのお知らせっていうのが必要だったんじゃないかという、議員としての立場で考えたら、そういうふうを考えざるを得ない、そこにちょっと何かこう全面的に大賛成、これははい賛成しますっていうところに至らないっ

という原因でもあるんですけれども、そこちょっと難しいかもしれないけど、お答えできたらお願いします。

○委員（堤理志委員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

そうですね、ちょっと難しい話ではあるんですけれども、やはり企業側の方とまだ仮契約も結んでおりませんし、何も決まってないっていうか、話はしてきて立地協定までは結んでおります。やっぱりこれからは議会の方の承認を頂きましたら正式に契約ということで、今の予定でいけば12月議会に本契約の議案を上げさせていただく予定であります。そういったことで、今のところは企業側の方に額を示すための鑑定を依頼するところ、そこまでに今のところとどめておるという状況でございます。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

ちょっと長くなりそうなのでもう最後にしますけれども、もう1点ちょっと気になるのが、今回立地協定を締結したというところで、11月に仮契約を結ぶ、12月に本契約というふうなスケジュールの流れになっています。で、ここでやっぱりきっちり質疑を所管に対して行っておかないと、町道は長崎機器の方にきちんと整備をするようにということで話ができてるということでしたけれども、もっと他にもあると思うんですよ。全員協議会の中で防波柵の質疑もあったかと思います。波がかぶるけどあそこはどうするのとか、そういう話もあったかと思います。万が一そこを町がするってなった場合に、その財政負担っていうのが、補正なり来年度の予算とかということで上がってくるわけですね。となるとやっぱり今回のこの契約についてはもっと明確にきちんとした説明を受けて納得をしないと、ちょっとこう1,500万円の内訳はきちんと分かるんですけども、今後のことを考えるとここでこれで1,500万円で財政の投入は終わるんですかっていうことにはならないので、今後のことを考えて皆さん多分質疑をされてるんだと思うんですけれども、今後の財政負担っていうところで、今回1,500万円の補正ということなので、ちょっと範囲を超えるかもしれないんですけど、お答えしていただけるような内容を、今予算編成に向けて、お考えがあればお聞かせください。

○委員（堤理志委員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

委員おっしゃられるように北側の区画につきましては、やはり相当波が台風の時とか北風とか強い時かぶりますので、防護柵とかそういったを町の方がするのかという話なんですけれども、これについてはもう相手企業とはそこについてはもう現況で渡しますもので、今の予定です、あくまで予定ですけど、行けばもう2月には所有権の移転まで行



いたいと考えておりますので、そうなったらその企業に対して今後行政の方が財政を投資するという計画は今のところ、分筆とかは今後しますけれども、売り渡した後に柵を造ったりとかいうのは考えておりません。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

他に質疑はありませんか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

場内の時計で１３時１０分まで休憩します。

（休憩 １２時０１分～１３時０６分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

引き続き総務部の審査の方を行います。

改めて、質疑はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

ちょっと整合性が取れないところがあって、令和３年に１０万円に当時の部長が言っただげたという、先ほどご答弁いただいたんですけども、もちろんこれには町長も決裁を出したんですよね、という前提の下にお話をします。議事録で、令和６年だったかな、金子議員が確かあそこの西側埋立地について活用について質疑をされてます。その時は確か何か物置場とかそういう発言をされてる議事録があると思います。で、令和３年に売却をしようと思って１０万円に下げてたのに、何で令和６年では物置という発言が出てきたのかな。で、一転して売却の方にまた今度反対の方向に、反対というかいってるんですよね。ちょっとその辺が、当時は売ろうと思ってたのが物置と言って、物置が今度また売却になったという、その経緯がご説明いただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

まず令和３年に１０万円というのを町長の決裁をもらってるかということなんですけれども、町長の方には相談っていうか、１０万円に下げて広報していいかということので了承は頂いております。それから、令和６年にご質問を頂いたっていうことなんですけど、私がちょっと記憶してるとこで平成３１年に金子委員長の方の企業誘致のご質問の中で、企業誘致をする予定はないのかというご質問を頂いておりまして、その時には物

置とか仮置きとか、あと町の公共事業での行事もありますし、以前購入した企業とのそういった調整とかもございますので、ということでの回答は記録がございます。ちょっと令和6年はちょっと不明でございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

午前中の質疑をさせていただいた中で、政策目的として企業誘致があるから随意契約は可能なんだということをおっしゃいましたけど、そこは間違いないですよね、確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

法令等で決まっているわけではございませんけれども、随契をできる理由ですね、この判例といいますか、例の1つとして政策目的での企業誘致、こちらの方は随意契約ができるということで間違いございません。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

その辺が何かちょっと微妙ですね、例えば工業団地を造成するとして、そこには企業を誘致するというのが政策目的だ。そうしますと、もう随意契約でどんどんやっついという論法が成り立ってしまうというのがちょっと解せなくてですね。ちょっと私も調べさせてもらいましたら、確かに自治法の施行令の167条の2というところで、企業誘致ですね、政策目的で随意契約することがどうかというところでは、必ずしもそれをもって政策目的だとは言えないみたいなんですよね。例えば、施行令の167条の2の第1項の2号ですね、これは契約の性質や目的により競争入札に適さないっていう、そういった場合はもう仕方ないかなというような取り扱い方が法ではされているのに、先ほど政策目的が企業誘致だっていうのは単純にそういう論法というのはちょっと無理があるというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

今委員がおっしゃられた部分の契約の目的ですね、こちらの契約の目的というのが政策上の興業ですね、工場とか企業を誘致して長与町の工場と町を地域を活性化させようという政策目的につながっておりますので、それは随契理由として私たちはここが該当するということで判断して、こちらの第2号を随契理由とさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私が施行令のですね、細かい細目から言いますと、ちょっと私の解釈ではそれはちょっと無理があるよねって。でも課長としては問題ないというところで、ここはちょっと水掛け論になりますので、ちょっと私としては納得はいきませんが、水掛け論を続けるわけもいけませんので、いったんここでこの件は質疑は終わりたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

他に質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

具体的な内容じゃないんですけども、ちょっと今いろいろ話がかかなり長時間にわたって私も質疑しましたし、他の方の意見もお聞きした中で、私たちのこの議会の基本条例の中で議論を深める必要があるというふうに思いましたので、基本条例の11条に議案等の審議、審査、調査については、必要に応じて議員相互の自由討議により議論を尽くさなければならないという条項があるんですよね。ですから、やっぱりどこが論点なのか、どこが課題なのかというのをちょっと意見を出し合うような自由討議の場をぜひ執行部は除いた形で、ちょっとそのあたりの整備をするいとまというのをぜひ委員長の方で取り計っていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

堤委員の方から今の提案がございました。他に皆さんの質疑がないようでしたら、いったんここで本日の総務の審査は終了いたしますけれども、自由討議の中で、ある程度皆さんがいろんな方向から今質疑をされてるのでね、まとまらないんで、課長の答弁も大変だったかと思うんですけども、これを賛成の意見、反対の意見いろんな意見があると思うんですが、それを一つの委員会の総意になるかどうか分からないけれども、まとめたところで必要であればまた審査の方に出席いただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、以上で総務部の審査をいったん終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

引き続き、議案第55号令和7年度長与町一般会計補正予算（第3号）、住民福祉部の審査に入ります。提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

皆さまこんにちは。それではこども政策課所管につきましてご説明させていただきます。今回の補正は令和6年度補助金の実績に基づく精算と、高田保育所2階トイレ壁設置工事に伴う工事請負費の増額をお願いするものです。まず歳入でございますが、説明書の6、7ページをお開きください。3段目の14款1項1目3節児童手当負担金と4段目の14款2項3目1節保健衛生費補助金がこども政策課で、令和6年度の児童手当および出産・子育て応援事業の実績に基づく精算です。次に8、9ページをお開きください。一番下の段の20款5項3目1節雑入の1行目過年度病児・病後児保育事業負担金返還金がこども政策課です。病児保育事業のうち、時津町にあるHinamiccoの利用人数の実績に基づく精算です。歳入は以上となります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。12、13ページをお開きください。3段目の3款1項1目22節償還金、利子及び割引料の過年度児童虐待防止対策支援事業補助金返還金はこども政策課です。令和6年度補助金の実績に伴う返還金です。2目22節償還金、利子及び割引料の1行目過年度小児慢性特定疾病児日常生活用具給付費補助金返還金、2行目過年度障害者医療費（育成医療）県費返還金と、5行目過年度障害児施設措置費（給付費等）負担金返還金と、次のページの1行目過年度障害児通所給付費等負担金返還金がこども政策課です。いずれも令和6年度補助金の実績に伴う返還金です。2段目の3款2項児童福祉費は全てこども政策課です。1目児童福祉総務費と2目児童福祉運営費22節償還金、利子及び割引料は全て令和6年度補助金等の実績に伴う返還金です。3目14節工事請負費の施設・整備改良工事費は、高田保育所2階トイレの機能強化を図るため壁を設置するもので、より安全性と耐久性を高めるため、当初予定しておりました工事の内容を一部見直したことにより、工事費の不足が見込まれるため増額をお願いするものでございます。次に一番下の段の4款1項3目22節償還金、利子及び割引料は全てこども政策課で、令和6年度補助金等の実績に伴う返還金です。以上がこども政策課所管として補正をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

引き続き、福祉課の説明をお願いします。

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

皆さまお疲れさまです。それでは福祉課所管分につきまして、補正予算に関する説明

書によりご説明をいたします。今回の補正は、住民の方から頂いた寄付金に伴う予算計上と会計年度任用職員に係るもの、それから国県への過年度分返還金につきまして補正をお願いするものでございます。まず歳入でございます。6、7ページをお開きください。17款1項3目1節社会福祉費寄附金でございます。こちらは住民の方から福祉の推進に活用してほしいと、2万円のご寄付を受納いたしましたものでございます。存目で1,000円を当初予算に計上していたところから1万9,000円の予算要求となっております。歳出でご説明をいたしますが、ご寄付を頂いた方のご意向に沿えるよう福祉課窓口で利用する備品の購入費の一部に充当させていただくため、今回補正をお願いするものでございます。

歳出に参ります。12、13ページをお開きください。3款1項1目17節備品購入費でございます。購入する備品は軟骨伝導集音器でございます。福祉課など窓口業務で検討事項となっておりましたカウンター越しの説明が聞き取りにくい方への取り組みといたしまして、今回頂いた寄付を活用し窓口へ集音器の設置を行いたいと考えております。窓口に来られた方で説明が聞き取りにくい場合に、耳にかけて利用できるものと考えております。次に同じページ、3款1項2目3節職員手当等、4節共済費は、福祉課で障害者福祉医療の事務補助として任用しております会計年度任用職員に対するものでございまして、今まで2名の会計年度任用職員を2カ月ごとに1名ずつ交代でお願いしておりましたので、勤務時間等の状況から期末勤勉手当や社会保険料は発生しておりませんでした。しかし、これから半年を通して1名の方に継続した勤務ということになることから、期末勤勉手当や社会保険料が発生するため補正をお願いするものでございます。次に22節償還金、利子及び割引料、3行目過年度自立支援給付費国庫返還金と、4行目過年度自立支援給付費県費返還金は、令和6年度実績に伴う国および県の返還金でございます。続きまして14、15ページをお開きください。3款3項1目老人福祉総務費の財源組替は、高齢者交通費健康づくり助成事業へ充当される介護保険特別会計繰入金の増額に伴うものでございます。以上が福祉課所管分として補正をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、まずこども政策課の方から質疑に入りたいと思います。6ページから9ページまで、こども政策課分の歳入分があります。質疑はありませんか。よろしいですか。後から戻っても構いません。それでは、歳出の方で、12ページから15ページまでですね。ここでこども政策課の歳出分が入っております。質疑はありませんか。

堤委員。

#### ○委員（堤理志委員）

13ページの償還金、利子及び割引料で過年度児童虐待防止対策支援事業補助金の返還金がありますが、これは要するに当初予定していたよりも、そういう虐待に対する相

談が少なかったことによる返還っていう理解でいいのか、それともまた全然違うものなのか。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

支援対象児童等見守り強化事業という事業に対しまして、補助金を2事業者の方に助成しているものなのですが、当初計画をされていたよりも支援対象の世帯数ですとか、実績がそこまでかからなかったということでの返還になります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。歳入歳出いずれでも結構です。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

14、15ページの高田保育所費で工事請負費のところですね、2階のトイレの壁の補修なのか、これは説明の中では安全性、耐久性をということですが、もう少し詳しくご説明を頂きたいと思います。あそこは建ててからそこまでかかってない記憶がしておりまして、なぜそういう工事が必要になるのか、そのあたりも含めてお願いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

高田保育所につきましては、当初建設した時にはこのトイレっていうのが3歳児4歳児が利用することを目的としておりまして、今ですね、洋式の便座が2つ並んだような状態になっております。これが今2年齢保育を始めましたので、5歳児も利用することになりました。それで便座の間に、ついたてなんですけれども壁を設置してカーテンをすることによって、簡易的ではありますが個室とするような形での計画をしております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

安全性、耐久性もですが、いわばちょっとプライバシーに年齢的なこともあるので配慮っていうのも含めての対応をしたいという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

プライバシーのことについて配慮したものになります。ただ今回当初予算の方では、ついたてを板を3枚壁を立てて個室化するような当初予定をしてたんですけれども、そ

うなるとここのトイレが狭いので、子どもがそのついたての方にぶつかってけがする恐れがあるってということで、両脇のついたてを付けないようにして、真ん中だけをついたてにして、周りはカーテンで囲うような工事の変更を考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

状況は分かりました。ちょっと1点気になるのが、何か事があったときにちゃんと保育士が見える状態なのか、天井まで完全に覆ってしまうとちょっと大丈夫なのかなと。そのあたりの対策等はされていらっしゃるでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

今回のカーテンにつきましては、下の方のちょうど子どもの目線の高さぐらいまでは閉鎖するような形になりますが、それから上の方についてはメッシュみたいな形になってまして、保育士の方は中の確認ができるような構造となっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これでこども政策課の質疑を終了します。

次に、福祉課の審査に入りたいと思います。まず歳入歳出いずれでも結構です。そう量的に多くないですし、いずれでも結構です。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

12、13ページのところの備品購入費ですね。軟骨集音器、ちょっとそこの説明を頂きたいのと、今現在たしか窓口は助聴器っていうのを前何個か購入して、耳が聞こえにくい方の対応をされてたと思うんですが、それではなくて、また別のものを買うのかですね。ちょっとそのあたりの理由と、こっちの方が何かメリットがあるというか、ちょっとどういうものなのかも含めてご説明いただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

まず備品につきましては軟骨伝導集音器と言われるものでございまして、形はイヤホンのようにはなっておりますが、その中に軟骨に伝導するものが入っておりまして、普通のイヤホンのように耳の中に押し込むのではなく、引っかけて使うようなものになっております。委員がおっしゃいますとおり、今助聴器といいまして耳に当てて使うのを使っておりますけれども、そちらについては音の集音だけになりますが、このイヤホンにつきましては窓口の説明者側、そちらの方にもマイクが付きますので、直接音が伝わ

るという点では利便性が高まるのではないかと考えております。こちらについてはまずは1台買わせていただいて、福祉課窓口だけではなく、介護や健康保険課でも使わせていただきまして、今後どのくらい利便性が、利用が多いかっていうのも含めて検討させて、研究をさせていただければと考えております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了します。住民福祉部の皆さまお疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより健康保険部の審査を行います。本日は介護保険課の分です。提案理由の説明を求めます。

峰課長。

**○介護保険課長（峰修子君）**

よろしくお願いいたします。議案第55号令和7年度長与町一般会計補正予算（第3号）の介護保険課所管分につきまして、歳入歳出補正予算に関する説明書によりご説明いたします。説明書の6、7ページをお開き願います。6ページ、一番下の段になります。18款1項1目1節介護保険特別会計繰入金8万1,000円の増額が介護保険分でございます。これは令和7年度介護保険保険者機能強化推進交付金の確定に伴い、内示額と交付額の差額分を繰り入れするもので、歳出の3款3項1目老人福祉総務費の高齢者交通費・健康づくり助成金に充当するものでございます。

続きまして、説明書の14、15ページをお開きください。歳出の3款3項2目27節、介護保険費繰出金12万6,000円が介護保険課分でございます。こちらは令和6年度介護保険報酬改定等に伴うシステム改修事業に係る介護保険事業補助金の精算によるものでございます。以上が今回の補正予算の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありますか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで健康保険部の審査を終了いたします。皆さまお疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（金子恵委員）**



休憩を閉じて委員会を再開します。

場内の時計で１４時２０分まで休憩します。

(休憩 １４時０９分～１４時１８分)

○委員長（金子恵委員）

それでは休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第５６号令和７年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

議案第５６号令和７年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。予算書の１ページをお開きください。今回の補正は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ４,７７３万８,０００円を追加し、補正後の総額を４４億２,５１１万７,０００円とするものです。それでは、補正予算に関する説明書により説明いたします。まず歳入です。６、７ページをお開きください。６款１項繰越金は、前年度決算に伴い確定した繰越額を計上いたしております。

次に歳出につきまして説明いたします。１０、１１ページをお開きください。８款１項予備費は、収支の調整として４,７７３万８,０００円を計上いたしております。以上が補正予算の内容です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、議案第５６号の審査を終了します。お疲れさまでした。

これより結審を行います。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第５６号令和７年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、議案第５７号令和７年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

議案第57号令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ53万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を7億6,823万円とするものです。それでは、補正予算に関する説明書により説明いたします。まず歳入です。6、7ページをお開きください。4款1項繰越金は、前年度決算に伴い確定した繰越額を計上いたしております。

次に歳出です。10、11ページをお開きください。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度からの繰越金のうち、出納整理期間に収納した前年度分の保険料を長崎県後期高齢者医療広域連合へ納付するもので、53万9,000円を計上いたしております。以上が補正予算の内容です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。いいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第58号令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

議案第58号令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、保険事業勘定におきまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億3,839万2,000円を追加いたしまして、補正後の総額を35億4,965万5,000円とし、介護サービス事業勘定におきましては、

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ318万9,000円を追加いたしまして、補正後の総額を3,569万円とするものでございます。補正の内容につきましては、次ページからの第1表歳入歳出補正予算によりご説明いたします。保険事業勘定の歳入につきましては、3款2項国庫補助金は、令和7年度介護保険保険者機能強化推進および介護保険保険者努力支援交付金の確定に伴い増額するものでございます。7款1項一般会計繰入金は、介護報酬改定等に伴うシステム改修補助金の確定に伴い、一般会計から繰り入れるものでございます。8款1項繰越金は、前年度決算に伴い確定した繰越額を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。3款1項介護予防・生活支援サービス事業費に伴う分でございます。6款1項償還金及び還付加算金は、令和6年度の介護給付費および地域支援事業費に係る国県および支払基金の交付額の確定に伴う返還金でございます。6款2項繰出金は、令和7年度介護保険保険者機能強化推進交付金の確定に伴い、一般会計への繰出金を増額するものでございます。7款1項予備費は支出の調整として1億9,588万3,000円を計上しております。次に4ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳入につきまして、2款1項繰越金は、前年度決算に伴い確定した繰越額を計上しております。5ページをお開きください。2款1項予備費は歳入の補正額を予備費として計上するものでございます。以上が補正予算の内容でございます。議案の後に、補正予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照願います。

#### ○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。全体的に歳入歳出いずれでも結構です。ページ数を言ってから質疑をお願いできればと思います。質疑はありませんか。よろしいですか。全体的にどこでもいいですけど。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で健康保険部の審査を終了いたします。皆さまお疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

#### ○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

先ほど堤委員の方から提案がございました自由討議の件ですが、これは基本条例の第4条の第1号および第11条に規定されております本会議の分を準用しまして、委員会の方で自由討議を行ってはどうかというご意見がありましたけれども、自由討議することにご異議ないですか。そうですね。ごめんなさい。今回の長与町の補正予算（第3号）の件につきまして、自由討議の申し入れが出ておりますけれども、こちら自由討議を実施するという事でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、これから一応時間が30分以内とするものということで、今回委員会ですので、必要と認める場合は私からの判断でその限りではないということで、これから自由討議を行いたいというふうに思います。まず一人一人今回の補正予算に対して意見が、自由討議ですのでいろんな意見があると思うんですけども、そのこのまとめたところでの協議を始めたいと思います。どなたかいずれの方、どなたでも結構です。何かご意見があれば。

堤委員。

#### ○委員（堤理志委員）

担当課とかなりの時間をとって質疑をしたんですが、その回答といいますか、答弁をお聞きしましても、それは仕方ないなというか、妥当だなというふうには思えませんでした。その理由を何点か挙げさせていただきたいと思います。1つがですね、以前同僚議員が一般質問でこの土地の売買のことで一般質問をした際に、答弁の中で入札であるとかプロポーザル方式であるとかを基本とするというふうに答弁をしていたんですが、なぜか1年足らずで競争性が、いわゆる競争性があるものがなくなって随意契約になってしまった。この方針転換がどういう経過で、誰が決定したのかがもう全く理解できないというのが1つと、それから単価を7万円ぐらいに令和5年度ぐらいに下げたということでありましたが、通常であればその以前から打診があっていた複数企業があるわけですから、もうそれは明らかになっているわけですから、そういったところ、企業に対してもその旨を説明して、ぜひ入札なりきちとした形でのプロポーザル方式のコンペに参加してもらくなり、そういう競争性それから公平性があってしかるべきなのに、なぜかそれがなされていないということも理解ができないというか、納得いく説明を頂けませんでした。それからもう1点が、いわゆる現状有姿、現状のまま渡すというのが基本けれども、いろんな事情で何とか買ってもらいたいという時には整地化をするというのはあり得るというふうには思うんですけども、今回の場合はこの業者、該当する業者というのはふるさと納税を令和5年、令和6年とされているということで、これが直接的に関係するかしらないかというのはもう分からないわけなんですけれども、ただそういった以上は制度の趣旨、それから内閣府も企業版ふるさと納税を利用する際には十

分注意してくださいねと、見返りとか便宜供与に当たらないように十分注意してください、説明もしてくださいということが繰り返し言われているのに、それがあってるとは到底言えない状況があると思います。それからもう1つ、今回随意契約であったわけなんですけれども、この随意契約について政策目的がある場合は随意契約はできるんですよという答弁がありました。非常に簡単な答弁をされたわけなんですけれども、その政策目的とは何ぞやというと、企業誘致そのものが政策目的なんですよと。企業誘致が政策目的だから、随意契約してもいいんだというような答弁をされたんですけれども、これがまかり通ってしまいますと、もうあまりにも行政体の裁量権が大き過ぎて、我々議会のチェックというのは全く機能しなくなってしまうんですよね。どの事業者が、きちっとした公平公正性、住民の税金が投入されるわけですから、そのあたりの議会がチェック機能を果たせないというのは非常に不可解で、だからこそ今回もこれだけ時間がかかるわけですよね。それともう1つが、それに関連してなんですけれども、地方自治法の施行令第167条の2の第1項2号の中で、契約の性質や目的により競争入札に適さない場合もあるというふうにあるんですけれども、今回のケースは今以上述べたようないろんな観点から考えても、これはやっぱり競争性を持たせて複数の会社が公正に競争してやるべき事業であるというふうな点から納得ができませんので、私の意見として、そのあたりは疑義が残ったままだということを意見として申し上げさせていただきます。

○委員長（金子恵委員）

できれば皆さんのご意見をお聞きしたいと思いますので、じゃあこの順番で堀委員からよろしいですか。

堀委員。

○委員（堀真委員）

幾つかポイントで上がってる部分について述べたいと思います。まず、この整備費の1,500万円という金額に対しては、説明を受けたところ、北側の土砂の撤去したり、それをするによって土地の評価額が下がる部分がある程度維持できたり、結果的に整備をした場合その辺が何かとんとんになるみたいな行政からの返答があったので、その辺はある程度納得していて、随意契約に関しては、同僚委員から質問があった時に、随意契約が可能だから随意契約をしたみたいな流れの返事で、なぜ一般競争入札を優先的に行わなかったのかみたいなそういう答弁がなされなかったもので、その辺に関してはちょっと残念かなって思いました。

○委員長（金子恵委員）

下町委員。

○委員（下町純子委員）

まずですね、坪単価が20万円程度から10万円になり、7万円になりっていうのを公募をせずに、公募しなかったことを指摘されましたら、広報に載せて募集するとか、県の不動産業者へ紹介したとかということで、行政としては公募をしているみたいな感

じなんですけれども、その時点で坪幾らですよっていうのを公表しているのかなっていうのがちょっと私もよく分からないなと思ったんですね。それとあとはこちらの方から希望者が何人かいたんですよっていうのも私もよく分からないことですので、商工会とかもあまり知り合いもないのでちょっとその辺は私も情報不足でよく分からないんですけれども、ただ、どちらもちょうと不透明なところが私にとってはあったなっていう感じはします。それと1,500万円の町から整地をするということについては、どうなのかなという気持ちはしますけれども、それでも適正な評価が下がるということであれば、ちょっと全く駄目ということは言えないなと思います。ただ、もう今買っていいよという企業があるのであればですね、これからのことを考えて買ってもらってもいいのではないかなって思います。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

令和3年に坪10万円に値下げした土地を令和6年1月より長崎機器と土地売買について話し始め、令和6年に企業版ふるさと納税を当該企業が1回、令和7年に同じく企業版ふるさと納税を1回、計2回されております。予定売却地の中に町道があり、カイジョウの整備費が町が拠出する予定になっているという点、また売買について随意契約で取ってつけたように行っている点、また町有財産を現実には公告をしていない点が、疑義があります。もとより企業進出に関しては歓迎をしております。もっとパブリック的な売買を望んでおります。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私は今回の長時間にわたる一連の説明をお聞きをしまして、何ら法令に反するような取り扱いはなかったのかなというふうに感じております。以前よりこの用地については、町がもう随分と長く塩漬けみたいな形でなかなか埋立地の一番先にあって潮をかぶるとかいろんな事情があって、町も持て余してなかなか処分ができなかったような土地であるというふうに認識をしております。今回一億数千万円で購入をされて、その後も固定資産税の収入も見込めるというようなことを考えればですね、私は、それと先ほど申しました法的な瑕疵は何もおかしい手続きはなかったんじゃないのかなというふうな思いがしておりますので、今回の予算の計上については何ら異論を唱えることはありません。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

まず、今回のこの件について、今日聞いて、私自体が勉強不足だったと、ここまでの

ことがあったというのがまず初めてきたんで、その辺の土地売買の入札等々について、今一度今後は考えていきたいと思っております。同僚委員と町との今日話を聞いていて、平行線な感じで町としても説明が不足であったのかなというのは感じました。ただ、ふるさと納税をしていたから、そのメーカーはオーケーだとか、あと競争すべきですけども競争がされてないとかですね、ここら辺についてはどうかなという点もありました。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

ただ今皆さまの意見が出たところですけども、お互い相手の意見を聞いて、何かしら質問とか、また改めて深めて聞きたいということがあれば、挙手の上。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

堤委員が心配されておりました一般競争入札で臨むべきじゃなかったのかというようなことを言われとったですが、私はこの土地の売買については町の払い下げとか、こういった場合については競争入札はそぐわないと思ってるんですね。なんでかといいますと、一定鑑定で価格を出して、その金額を基に買うのか買わないのかという判断をしていくもんですから、何にも寄せてですね、価格をつり上げるような土地の売り方च्छゅうのは、あまりよろしくないのかなあと思っております、特に今回は先ほど3社ほど何か申し出があつとったものをということで、それも定かではなかったんですが、どういうメンバーを入れて競争入札をされればよかったというふうに思われておるのかですね。私はもう今回随契でできるという条件に乗ったから随契でやったんだという説明を聞きましたら、そして金額についても鑑定してその金額に基づいた販売単価を決定したということでしたので、そこは何ら問題なかったのかなというふうに思っとるもんですから。ぜひこの競争入札でやろうとした場合はどういうメンバーを入れて、どんな予定価格を設定して、売り払いに臨むべきだったのかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

議論の中で、あらかた執行機関の方からメンバーとか、何人とかいう数字は出てはいませんでしたけれども、私たちの議員の中から、各つかんでる状況を話しても、それに対して否定はされなかったんですよ。他の申し込み事業者はいませんでしたということは言っていないということは、いた可能性が私は、蓋然性というかね、高い、何人かの議員の話を聞いて、そうであれば元々最初に話していた業者に対して、その人たちに知

らせないままに単価が下がっているっていうのは、ちょっと失礼かなと思って。やっぱり単価下げましたので、再度話し合いのテーブルに着きませんかということなり。あともう1つはですね、というのが必要じゃなかったかということと、競争入札はそぐわないというのも確かに理解はするんですけども、そもそもこれは私の意見というよりも、それこそ八木議員の一般質問に対して、当時令和4年9月7日の契約管財課長が売却するんだったら基本町有地の売却は一般競争入札、いわゆる公売ということになるし、また公募型のプロポーザル方式、例えばいろんな提案をしてね、うちはこういうやり方を考えてますよっていうので、町がそれを加点して審査するとか、そういう方式で考えてますって言いながら、全く我々に説明もなくこれを反故に一体いつ変更したのか、誰がそれを変えたのかというのは全く皆目分からないということも1つ私が分からんということの理解をしていただければなど。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

大体、堤委員の考えは分かったんですが、ただ今回の場合は、いろいろ仮に問い合わせとかした業者が何人かおられたかもしれませんが、それがあつた時期に一定して短期間の中でどつて来てれば、そういう競争入札とかちゅう考え方もあるのかなと思うんですが、例えば1年前にこの業者が言ってきて、次はこの業者はもう1年後とかですね、そうなるとなかなか組めないですよ、指名をするわけにはいかんもんですから、この土地の売り払いとなると。希望者を集めてやっぱり売り払いをするというような状況になりますので、なかなか競争入札での払い下げというのは難しかったんじゃないのかなあというふうに思います。それと、堀委員が言われたように、現状で売なのか、更地にしてきちんとして売のかっていうところの、ここはしっかり事務局の方も例えば1,000万円かけて工事をするんですけどもということ、そのまま売らなかつたらその1,000万円は要らないんだけど、鑑定が1,000万下がりますよということを、そういう趣旨の説明をしておるんですね。だから、執行部にしてみれば更地にしようがしまいが値段は変わりませんというような説明をしてたと思うんですよ。だから、そこは私はどっちでも良かったのかなと思うんですが、更地にしたことについて別に何ら異論はないなというふうには思っております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

やっぱり更地にする、しないの問題でどうしてもやっぱり引っかかってくるのが、ふるさと納税をしてるもんだから、変な勘ぐりはしたくないんですけども、やっぱり住民とか我々からして疑われる可能性があるわけですよ。ふるさと納税をしとつとはもしかしてそこで、そいけんこういう便宜を図ってもらってるんじゃないのという疑いを持



たれても仕方ない、だからこそですよ、だからこそ内閣府はそういう疑いが持たれないようにきちんと説明責任を果たす、透明性を持ってくださいというのを繰り返し言うのに、それが無いっていうのがまた私も引っかかっているところなんです。だからちょっとさっきも言いましたように、私は企業が入ってきてね、今回の企業が入ってきてもらって、そして雇用も生み出して、今塩漬けになってる所が有効活用できるのは、ものすごく私何の反対もないんですよ。ただ、そのプロセスがやっぱり我々とか、逆に我々が住民からあの議員たちはそがんとば何かあっとじゃなかろうとか言われたくないし、行政も思われたくないと思うんですよ。だからこそ、きちんと透明性を発揮してほしいなという思いで、ちょっとしつこく執行部に対して質疑をさせてもらってる。私は入ってもらうことには全く問題ない。むしろ、来てもらった方がいいなとは思ってる立場です。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

納税をしてるから、ちょっと疑わしい目を向けられるんじゃないかというようなことだと思うんですが、結果的には事務局も説明しておりましたけども、鑑定結果に基づいて単価を決定してるんだというようなことを言っていましたよね。不動産鑑定士が出す鑑定結果というのは、そんなにおかしな思惑を入れて決定をされるようなものではないと。この方たちもそれを職業にしているわけですから、そういうことをしてれば、後々の自分たちの職業にまで影響を及ぼしてくるというような結果になりますのでですね。そこはそういう不正を働く、不正に加担してどうのこうのというのはまずないというふうに私は考えるべきだと思っておりますので、そこはそういうものはないというふうに思っております。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

町側もある程度議会の方に説明が不足してたんじゃないかというのは、私も感じました。そういった意味では、町の方も今後ちょっともう少し説明を議会に向けて説明をしてほしいというのは感じております。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

何か町の説明が取って付けたような説明に終始してたのが感じられました。で、要はふるさと納税、先ほど堤委員からも出た、私も最初に指摘したとおりに、ふるさと納税をした時期がですね、町の説明では令和6年1月から長崎機器と話を始めたと、所管の説明では、で、その年に1回ふるさと納税されてて、翌年にもまた1回されてるんです。

計2回続けてされてて、公募をしたと、要するに売り渡し先に公募をしたとおっしゃったんですけど、それは町の広報、公募じゃないんですよね、広報ながよに載ってたでしょうっていう、後で取って付けたような公募だったんですよ。そこがちょっと疑念を抱くところですよ。私も堤委員と同様に、企業が一般質問でもしたように企業が長与に来てくださるっていうのは本当にうれしいことなんです。要はあくまでも町有財産、町民の財産を公平公正な形で売り渡したのかな。そこが一番の疑問なんです。公平公正な形で売り出していれば、それで当該企業が入札をして取ったと、ちょっと入札にそぐわないというご意見もございましたけども、ある程度の、値段をつり上げない他の条件の付け方というのはあると思うんですよ。例えば自分で土地を整備するとか、そういう形があると思うんですけど、そういうのを全くせずに、公募してましたよっておっしゃって、本当は現実にはこれはもう公募していない点と一緒にです。と、今まで購入希望者がいた方々にまずはお知らせをするべきじゃないのかなあっていうのがちょっと疑念がある点です。それをした上で、何ら問題がなければ、私もいいと思うんですけど、また10万円って決めてた土地を7万円に値下げしてる。そこもちょっと売る時期になって何で3万円も下がったのっていうところがあります。そういう疑念を持たれないような売り方をしてくれば、本当に両手を挙げて、よく来ていただいたというふうに思います。以上です。

○委員長（金子恵委員）

自由討議を行いますので、委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

委員長の立場ということがありますので、そう深くは言えないんですけども、やはり皆さんの意見を聞いてて、どうしてもちょっと個人的には考え方が違うところがあるので、そこをやっぱり明確にしておきたいなというのがあるので発言を許していただきたいと思います。今回の町有地の売却ということに関しては、地域の発展に寄与するということで賛成ですし、この1,500万円の根拠、整備内容、根拠っていうことに関しても、説明の中でおおよそ理解をしたところです。ただどこにこだわってるかというと、やはり質問した当初が坪大体20万円ぐらい、全体で16億円かかっているから安価に値下げして売らないという答弁が続いていた中で、いつの間にか令和3年に10万円になったと。10万円に下げたのであれば、20万円の時は買えなかったけど10万円になったら買える企業があったかもしれないので、それはきちんと皆さんに企業にもきちんと分かるような形で、もっとやっぱり売りたいという気持ちがあるのであれば、やっぱりお知らせする、周知する必要があるんじゃないかと思っているところが1点。それと、ふるさと納税もきちんとした手続きにのっとってされているということなので、そこはもうちょっとせっかく寄付をしていただいたところで、法的にちゃんとしてるか

らということだけでも、やはりちょっと疑われても致し方ないかなってという点もあるのではないかとこのころも思います。それと、今回先ほどの委員会の審査の中でも言っていましたけれども、議会の報告までの間に、報告した時にはもう最終的な本契約までのスケジュールがもう決まっていたと。ということは、それに対して議会が何も起こさなかったら追認機関でしかなり得ないというところで、今回この1,500万円は認めるけれども、それまでの過程というのがここできちんとしないと、次の何かの事業の時、何かの時っていうときに、また今回認めたことで認めざるを得ない、また同じようにこれまでと同様に議会が追認していくっていうふうにもなり得るので、これをいいきっかけに、たまたま西側埋立地の件がありましたので、ここはしっかりと協議を重ねた上で、自分たちのそれぞれの採決に持っていくっていうふうなことができればと思って、この自由討議にどうしても参加させていただきたいなと思って今意見を言わせていただきましたけれども、言いたいことは本当は山ほどあるんですけど、以上です。

**○委員（堤理志委員）**

委員長を交代します。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。いいですか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

ただ今自由討議の中でそれぞれのご意見、そして協議をしあったわけですが、後延ばしにしておりました議案第55号令和7年度長与町一般会計補正予算（第3号）に関しての採決をこのまま継続して行いたいと思いますけど、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、議案第55号令和7年度長与町一般会計補正予算（第3号）の件を採決します。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

私は本議案に反対の立場で討論いたします。全体的に見てですね、もう全てに対してということができませんので、ちょっとどうしても納得がいけない部分がありますので、その点を述べさせていただきます。自由討議の中でも申しましたけれども、元々、例えば工業用地に入りたいという企業が複数ある場合は、ぜひそういった方々に事前に打診があつたわけですから声をかけて、まずこのくらいの単価だということと、それから各企業さんがどういうものをつくりたいのかというところをプロポーザル方式等を出し

てもら、あるいは一般競争入札、指名入札、とにかく競争性のある形で透明性を図って欲しかったんですが、それがなかったという点。それから整地の問題についても、整地をするしないという問題も、どうしてもその前段として今回は当該企業がふるさと納税で寄付をされていらっしゃるというので、どうしてもそこに関連づけるという、住民の方がですね、そこに関連づけて便宜を図ったんじゃないかという疑いを、あくまでも疑いなんです、疑いを抱かせる疑念がある。ですので、何度も言いますが内閣府はそうならないようにしっかりと説明責任と透明性を確保するよというのを言ってるわけなんです、今回の議会、委員会の中での質疑でも、そのあたりがするのかしなのかも明確ではありませんでした。本来なら行政が指導して、その業者、あるいは行政も一緒になって問題点がないということを説明する必要がある。それからやっぱりもう1つは、自治法の施行令にある競争に適さないケースというものにはなかなか該当し得ないんじゃないかという点が、どうしてもそうした疑念が委員会の審査の中で納得がいくものではありませんでした。それから、最後になりますけれども、そもそも法律とか条例とかいうものは、そこに書いてある条文の字づら通りになってるかどうかだけを見るってということではないということが法律本専門書の中にありまして、法律は形式だけではなく趣旨、要するに公正さとか透明さですね、こうしたことが実質的に担保されて、きちっと法の趣旨にのっとってやっているのかという点が非常に重要だということが書かれております。これがもしないというものであれば、これは多分法律の専門用語だと思うんですが、法の精神を没却する行為とみなされるということが言われております。そういう点でも、条文上だけでなく、本当にその法の精神にのっとってるのかという点から見ると、非常に今回のケースは合点がいかない点が多かったと、立地の部分についてはですね。という点から、ちょっと賛成しかねるという理由で今回は反対をさせていただきます。

○委員長（金子恵委員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

私は本案に対して反対の立場で討論をいたします。もしこの議案が公になった時に公平公正な判断ができなければ、議員としての資質の問題も出てくるんじゃないかなというふうに私自身が思ったものですから。また、当該企業が所管の説明によりますと、令和6年1月から売買についてお話をし始めた時に、6年度に1回、7年度に1回、ふるさと納税をしていたという点がどうも私の中では消化できていけませんので、それに伴う町の整備についても合点がいかない部分があります。それと、自由討議で申しました公募の件です。実際には正式な公募には至っていない部分が後付けになっているような感じがいたします。よって今回この議案については反対をいたします。

○委員長（金子恵委員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号令和7年度長与町一般会計補正予算（第3号）の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（賛成・反対同数）

ご着席ください。ただ今賛成、反対同数でした。委員長の裁決ということで、私の裁決は反対です。

よって、賛成少数、本案は否決すべきものと決することになります。

以上で本日の総務厚生常任委員会を閉会します。皆さまお疲れさまでした。ありがとうございました。

（閉会 16時27分）